

平成30年度岐阜県選奨生奨学金募集要項(公立高校生用)

平成30年度の岐阜県選奨生奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。
この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

各学校が定める提出期限まで

※在学する学校の奨学金窓口でご確認ください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

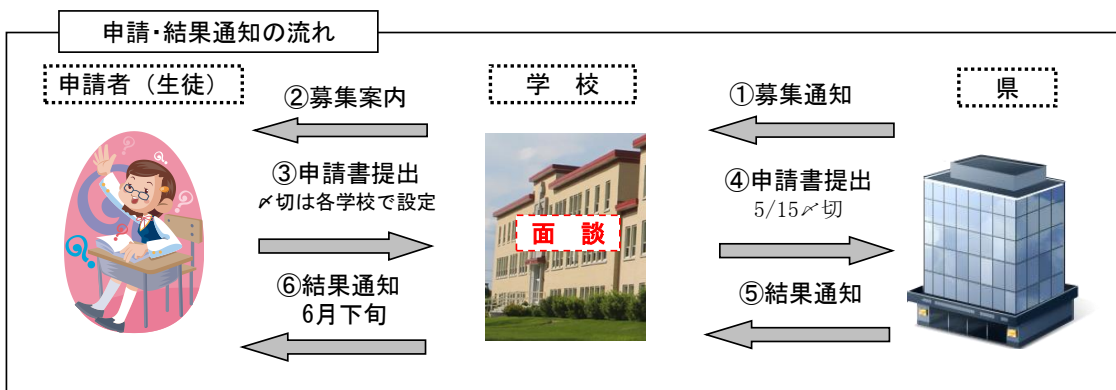
【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟
 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
- ②人物、学業ともに優秀であること（成績基準は5ページ参照）。
- ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
- ④経済的理由により修学が困難であること。
- ⑤高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、又は専修学校の高等課程に在学していること。

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて **6月下旬頃**にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

次の各区分の中から希望する額を選択できます。
 (例) 自宅通学者 18,000円または30,000円から選択。

区 分	自宅通学	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 5,000円加算	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 10,000円加算
高等学校等 (国公立)	18,000円	23,000円	28,000円
	30,000円	35,000円	40,000円

- ※ 下宿費用加算は、申請時に自宅外から通学している者が対象。
- ※ 通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。(3,6ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。)

＜通学費の計算例＞ 電車とバスを利用している場合
 ①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円
 ②通学定期(バス) 6ヶ月 30,000円 1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月=5,000円
 合計 10,000円≧8,000円 →通学費高額負担者の区分での申請が可能

2 併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

- ・岐阜県高等学校奨学金
- ・岐阜県子育て支援奨学金
- ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、7月(4月～9月分)、10月(10～12月分)、1月(1～3月分)の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月(4～6月分)、7月(7～9月分)、10月(10～12月分)、1月(1月～3月分)の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

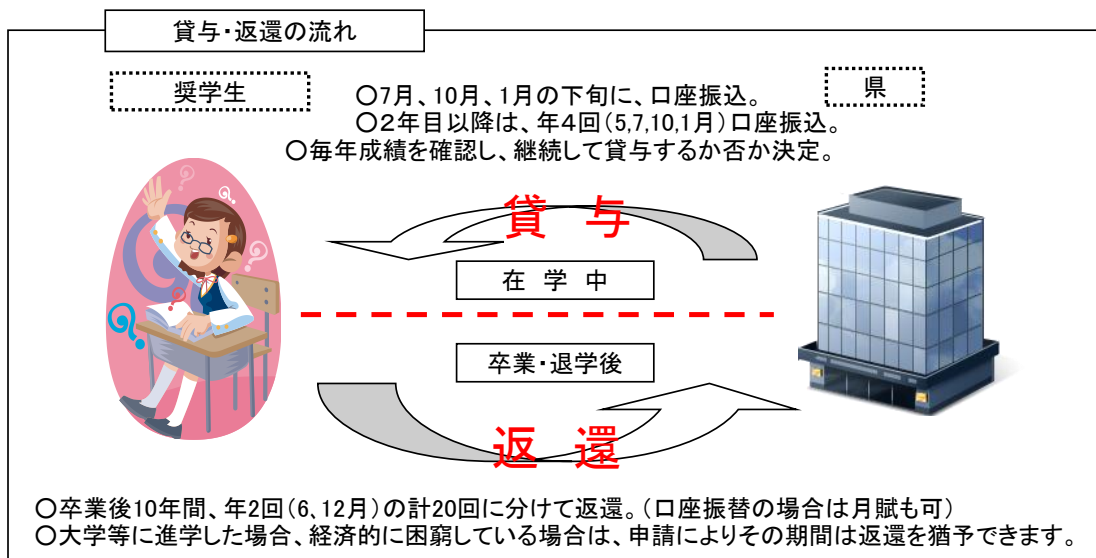
貸与終了後、約半年の据置期間において10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落しは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。**

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引き落としのできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は、下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合			②貸与月額 23,000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円	1年間	276,000円	13,800円
2年間	432,000円	21,600円	2年間	552,000円	27,600円
3年間	648,000円	32,400円	3年間	828,000円	41,400円

③貸与月額 28,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	336,000円	16,800円
2年間	672,000円	33,600円
3年間	1,008,000円	50,400円

④貸与月額 30,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	360,000円	18,000円
2年間	720,000円	36,000円
3年間	1,080,000円	54,000円

①貸与月額 35,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	420,000円	21,000円
2年間	840,000円	42,000円
3年間	1,260,000円	63,000円

②貸与月額 40,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	480,000円	24,000円
2年間	960,000円	48,000円
3年間	1,440,000円	72,000円

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必要書類	留意事項	備考
①	選奨生奨学金貸与申請書	<p>ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2人とも記載すること。</p> <p>イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立の生計を営む成年者であること。</p> <p>ウ「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。</p> <p>エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の4月から貸与を希望する期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。</p> <p>オ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具体的・詳細に記入すること。</p> <p>また、生活保護法に基づく被保護世帯である場合は、その旨を記入し、生活保護受給証明書等を添付してください。</p>	加算を希望する場合には「確認書」を添付してください

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。
また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。
滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うことになります。

番号	必要書類	留意事項	備考
②	成績証明書	ア 1年生 中学3年の成績について、卒業した中学校に請求してください。	校長印のある証明書
		イ 2年生 高校1年の成績証明書を提出してください。 ウ 3年生 高校2年の成績証明書を提出してください。	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 成績基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生 中学3年時の評定平均が3.5以上 ・ 2, 3年生 前学年時の評定平均が3.0以上 </div>	
③	住民票(本籍地省略可)	ア 世帯全員の住民票を提出してください	
		イ 申請者(生徒)が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません	
④	選奨生奨学金貸付金口座振込依頼書	ア 口座名義人は、申請者本人にしてください。	
		イ 銀行等で、依頼書に確認印をもらうか、預金通帳の写し(名義・口座番号が確認できるもの)を提出してください。	
⑤	推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	学校長の印が必要
⑥	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入しますので、申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者が面談後に記入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-1111 (内線) 3558, 3559
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1